



食品リサイクル推進に向けて

令和7年6月
環境省 環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室



- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)



循環経済への移行に関する取組は、
3 Rの取組を経済的視点から見て、
資源循環を価値の源泉として
捉えたものであり、
循環型社会を形成する方策の一つ

※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。
※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

背景等

- **循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）**は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

第五次循環基本計画（令和6年8月2日閣議決定）の概要

課題

- ①気候変動への対応・生物多様性の確保
- ②EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、社会的課題を同時解決

ネット・ゼロ・
ネイチャー・ポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

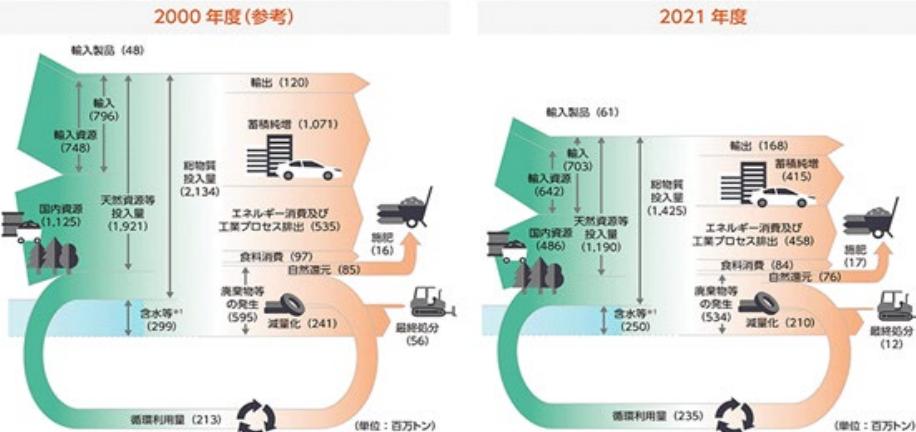
循環型社会の形成

循環基本計画改定のポイント：国家戦略としての循環経済への移行

経済・社会面に着目した施策の展開

※参考
我が国の物質フロー

図3-1-1 我が国における物質フロー（2021年度）



第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・
最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる国家戦略として策定

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、
社会的側面の統合的向上

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

環境面に着目した施策の展開

- 「規制改革実施計画」(R5.6.16閣議決定)及び「地方からの提案等に関する対応方針」(R4.12.20閣議決定)における食品リサイクル法関連項目について、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、「**今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）**」をR5.12.18に取りまとめ。
- 本報告書を受け、食品リサイクル法基本方針の改定について中央環境審議会に諮問し、合同会合での議論等により取りまとめた基本方針改定案について、循環型社会部会のご審議をいただく。

※食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合

検討項目（論点）

■ 基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け

- ✓ エネルギー利用の推進
 - ✓ 焚却・埋立の削減目標
 - ✓ 食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物の削減の重要性
- の基本方針への位置付けについて検討

■ 食品関連事業者以外の者への収集運搬の特例制度の適用

食品関連事業者以外の者（学校給食、社員食堂、物流・倉庫業、老人ホーム等福祉施設）から発生する食品循環資源の収集運搬に係る特例制度の適用等について検討

■ 登録再生利用事業者制度における実績要件

過去1年間に肥飼料等の製造・販売実績がない者も同制度の登録（収集運搬の特例制度の適用）を受けられるよう見直しを検討

具体的対応（方向性）

■ 基本方針に反映

- ✓ **再生利用等の優先順位※を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調。**

※1.発生抑制、2.再生利用（①飼料化、②肥料化、③きのこ類栽培への活用、④左記以外の再生利用（メタン化等））、3.熱回収、4.減量
- ✓ 再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「**焼却・埋立の削減目標**」を参考値として設定。
- ✓ **食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要があり、持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取組が重要である旨をさらに強調。**

- ✓ 学校給食・社員食堂等の実態把握によれば、**食事の提供を食品リサイクル法上の食品関連事業者に委託する場合等が大半。**

- ✓ これらの**食事の提供の委託を受けている食品関連事業者は、収集運搬の特例を活用可能**。このため、学校給食・社員食堂等を食品リサイクル法上の食品関連事業者として取り組むべき措置等の履行を求めてまで特例制度の対象とはしない。

- ✓ 再生利用事業としての適正性・継続性を確保できるかを確認し、野積み等の不適正処理を防止する観点から、**実績要件は引き続き必要**。
- ✓ 一方で、過去1年間の特定肥飼料等の**製造・販売実績を実質的に担保**することを前提に、登録の前倒しを可能にする。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの策定

- 令和6年12月27日（金）に第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催（石破総理大臣も出席）。「循環経済への移行加速化パッケージ」をとりまとめ。

令和6年7月30日 第1回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承
- ・関係府省庁の取組状況と今後の方向性を確認
- ・総理から、各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内にとりまとめるよう指示

令和6年12月27日 第2回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。
- ・総理から、各府省庁に対して、政策パッケージの速やかに実行するよう指示。
- また、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるご発言。



会議構成員

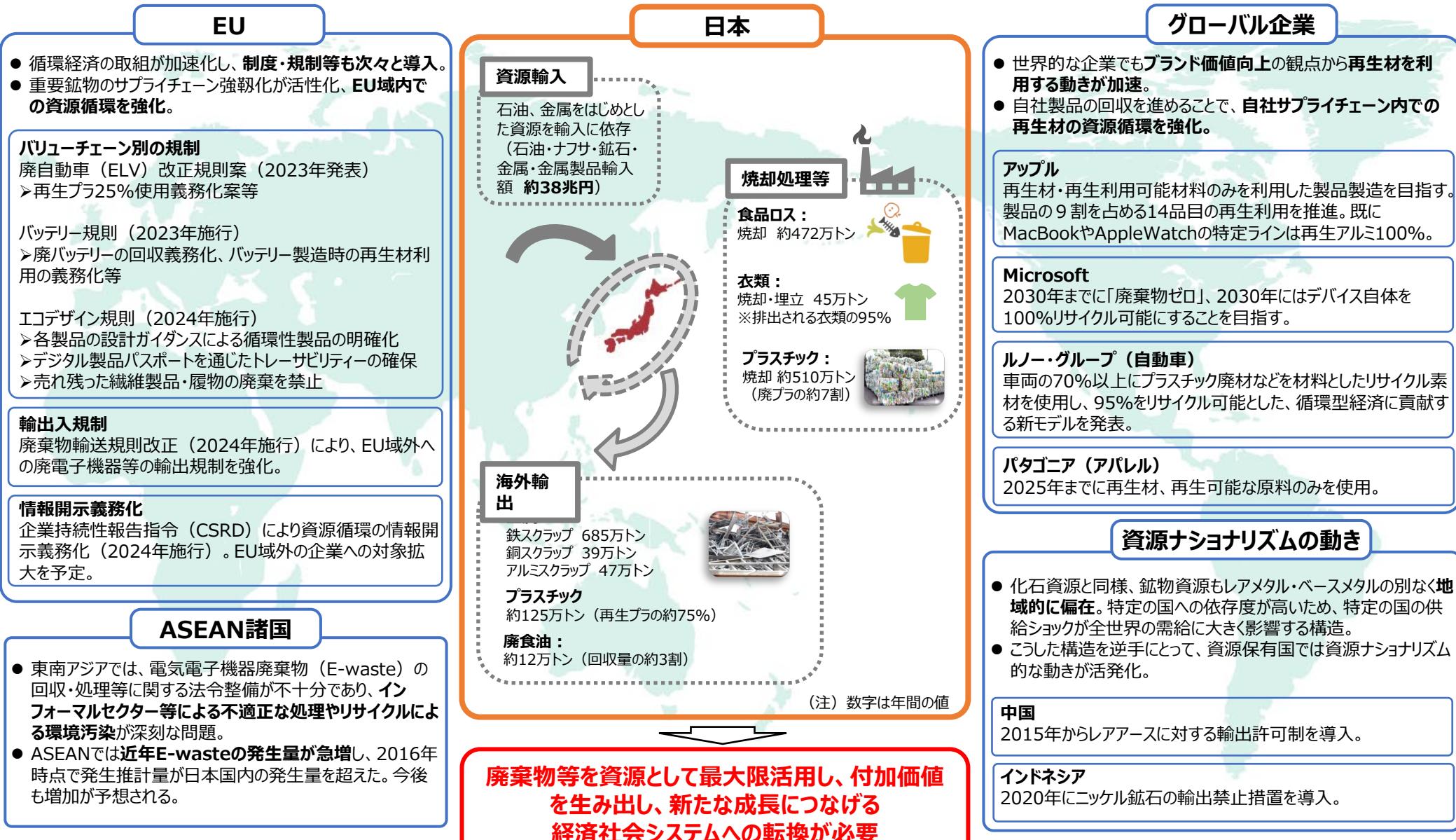
議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、国土交通大臣

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 環境制約、資源制約の高まりの中、EUのみならず、世界レベルで循環経済への移行が加速化。再生材への需要が増加し、素材・製品産業の競争力は、「品質+価格+再生材」にシフト。
- 日本の廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散。製造業との間で再生材の質・量ともに需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されている。
- 我が国として、循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが急務
- UNEP国際資源パネルは、世界の天然資源の採取と加工が、温室効果ガス排出量の要因の55%以上、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めていると指摘。
- ※循環経済（サーキュラーエコノミー）は脱炭素社会の実現及び自然資本の持続性確保のソリューション。



循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの基本的な考え方

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

廃棄物等の再資源化例

- ・家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- ・プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- ・農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
- ・下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- ・商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- ・廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- ・衣料品のリペア、リユース



循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

・地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

廃棄物処理・リサイクル業者

製造業

自治体

国民・消費者

・環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

・3R+Renewable、分別排出の徹底など、資源循環に配慮したライフスタイルに積極的に関与し、循環型社会づくりに貢献

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッショント、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】
- 資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における外国人材確保【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO₂等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】

■全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源を取り込むことで、新たな成長を生み出す。

→循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大

→全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現

■循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

労務費等の適切な転嫁について（令和6年9月30日付け環境再生・資源循環局長通知）

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）

- 廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、**昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者に支払われることが重要**
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に局長名で通知

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- ・市町村には、その区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという重い責任
- ・適正処理、構造的な賃上げの実現等のためには、適切な委託料等が事業者に支払われることが重要

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項を整理

- (1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について
- (2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項
- (3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

3. 令和6年度地方財政計画について

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上

※令和7年度地方財政計画では同600億円を計上
(前年度比 + 300億円)

→ 上記については廃棄物主管部局のみならず契約担当部局や財政担当部局等も含めた全庁的な対応が必要であることから、環境再生・資源循環局長通知によりハイレベルに周知

※環境省の依頼により総務省を通じての財政担当部局等への周知も実施

→ 環境省では、令和7年度に、この通知を受けた対応状況等について**フォローアップ調査**を行うこととしている。（※令和6年度末に調査を行う旨周知済み）

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

1. 排出事業者責任とその重要性

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならない。排出事業者責任に関する各規定の遵守を改めて認識する必要。

2. 規制権限の及ばない第三者

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれ。

※以上2点について、都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知

現在もなお重要な課題であり、引き続き環境省ウェブサイトにて
排出事業者責任の徹底について周知を図っている

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>



今後の一般廃棄物処理施設整備について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R + Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

整備の方向性

資源循環の強化

- 品目・素材に応じた3R + Renewableの取組の推進
- 地域特性に適した処理方式/分別回収・再生利用方式の選定

持続可能な処理体制の確保

- 都道府県の関与・連携による広域化・集約化の更なる推進
- 施設のトータルコストの削減
- 災害時の処理システム強靭化

脱炭素化の推進

- エネルギー・熱回収・利用高度化
- 処理工程での脱炭素化、ライフサイクル全体でのGHG排出削減
- CCUS等の新技術の導入

具体的な対応策

※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施

- 都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
- 施設規模の適正化、更新需要の平準化
- 資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
- エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
- CO2分離回収等の技術開発の推進

一般廃棄物処理施設整備の方向性(②資源循環の強化)

- 一般廃棄物処理についても3R + Renewableをはじめとする資源循環強化が必要不可欠であり、適正処理を前提に、選別や再資源化技術の高度化・高効率化や分散型の資源回収拠点の整備等の観点が重要。
- その際、**収集・回収から循環・再生利用、処分まで**処理システムを一体的に捉えることが重要であり、資源循環施策の動向等も踏まえ、**自治体による資源循環の一層の推進を後押しする方策**を講じることが必要。
- また、一地方自治体では十分な資源循環が困難な場合に対応し、施設の広域化・集約化のほか、**地方自治体が主導する官民の連携処理**により**廃棄物等の発生状況や再生資源の利用先などの地域特性を踏まえた資源循環の推進**が必要。

〈最新の施策動向・課題を踏まえた資源循環の強化〉 〈(参考)目指すべき脱炭素型資源循環システムのイメージ〉

(施策動向)

2021年8月 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）

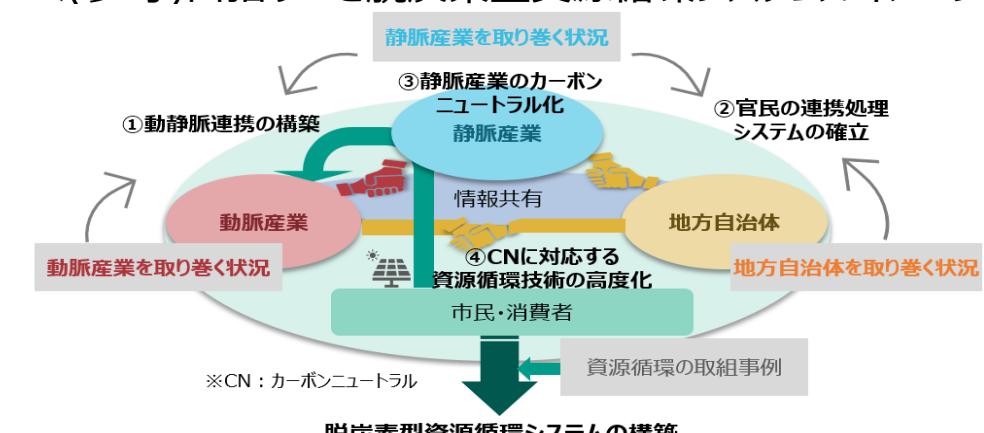
2022年4月 プラスチック資源循環促進法施行

2023年6月 廃棄物処理法基本方針・廃棄物処理施設整備計画

2024年8月 第五次循環型社会形成推進基本計画

(主な課題)

- 製品プラスチックの分別回収の促進
- 生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進
- リチウム蓄電池に起因する火災発生抑制 等



(今後の取組方針)

- 施策動向・課題にも対応した資源循環の更なる推進を促す方策（分別区分等の提示・普及含む）
- 3 R + Renewable の推進(焼却せざるを得ない廃棄物からのエネルギー回収を含む)
- 資源循環が困難な場合での官民の連携処理

脱炭素化資源循環システムに係る類型	類型に応じて想定される取組内容
①動脈・静脈連携の構築	企業や業種の垣根を越えて、動脈企業と静脈企業が目標を共有しつつ、素材や物品の性質に応じた循環の輪を形成する動脈・静脈連携の構築
②官民の連携処理システムの確立	地方自治体が、自らの地域の将来や特徴、市民・消費者の行動等を踏まえつつ、民間活力も活用しながら、資源循環をリードする官民の連携処理システムを確立する取組
③静脈産業のカーボンニュートラル化	廃棄物処理業等において省エネ型の廃棄物処理設備の導入や改修を通じて、静脈産業のカーボンニュートラル化を図る取組
④カーボンニュートラルに対応する資源循環技術の高度化	高度な分離・再資源化技術を用いて、今後増加する再エネ設備や重要資源の循環利用を行う取組

【一般廃棄物処理システム指針】

- 一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とし平成19年6月に策定され、平成25年4月に改訂。令和7年3月に脱炭素化や資源循環の促進といった廃棄物処理システムを取り巻く社会情勢の動向等を考慮し一部改訂。
- 一般廃棄物処理システム指針では、「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」、「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」、「循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方」などを示している。

【令和7年3月改訂の背景と概要】

- プラスチック資源循環促進法の施行に伴う製品プラスチックの分別収集・再商品化の促進、生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進、リチウム蓄電池等に起因する火災発生抑制といった、一般廃棄物の適正処理・資源循環を取り巻く社会情勢の動向に対応する必要性が高くなったことを踏まえて改訂。
- 改訂の主な内容としては、標準的な分別収集区分として、製品プラスチック、バイオマス（生ごみ・廃食用油・剪定枝）、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品を定めたこと。また、分散型資源回収拠点をはじめとする回収方法についても明示化した点が挙げられる。



改訂内容に対応する制度的措置として令和7年度から以下を実施。

- 市区町村が実施する可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置の設立。
- 循環型社会形成推進交付金等における分散型資源回収拠点の整備事業への支援

【直近の経緯】

- ・一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による**焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進することが強く求められている。**
 - ・令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においても、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標（2030年度に約580g）が新たに設定された。
 - ・一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、**一般廃棄物処理システム指針を令和7年3月に一部改訂。**

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置予定

特別交付税措置のイメージ

算定額 = {X (円/トン) × A (トン) + Y (円/トン) × B (トン)} × 0.5 (措置率※)
 分別収集費用 再資源化費用 ※財政力補正額

具体的には、環境省が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集又は再資源化を実施している市区町村に対し今後実施する調査を踏まえ、一律の単価（円/t）を設定（X及びY）。これに各市区町村が収集・再資源化した量（A及びB）を乗じて額を算出する。

■ 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型
(イメージ)

＜①事業形態の高度化＞

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



＜②分離・回収技術の高度化＞

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



＜③再資源化工程の高度化＞

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

第213回通常国会で成立。令和6年5月29日公布

施行から3年間に、高度な資源循環の取組に対して国が100件以上の認定を目指す

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和3年6月9日に「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

「食品廃棄ゼロエリア」の創出を重点対策の1つとして位置づけ



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

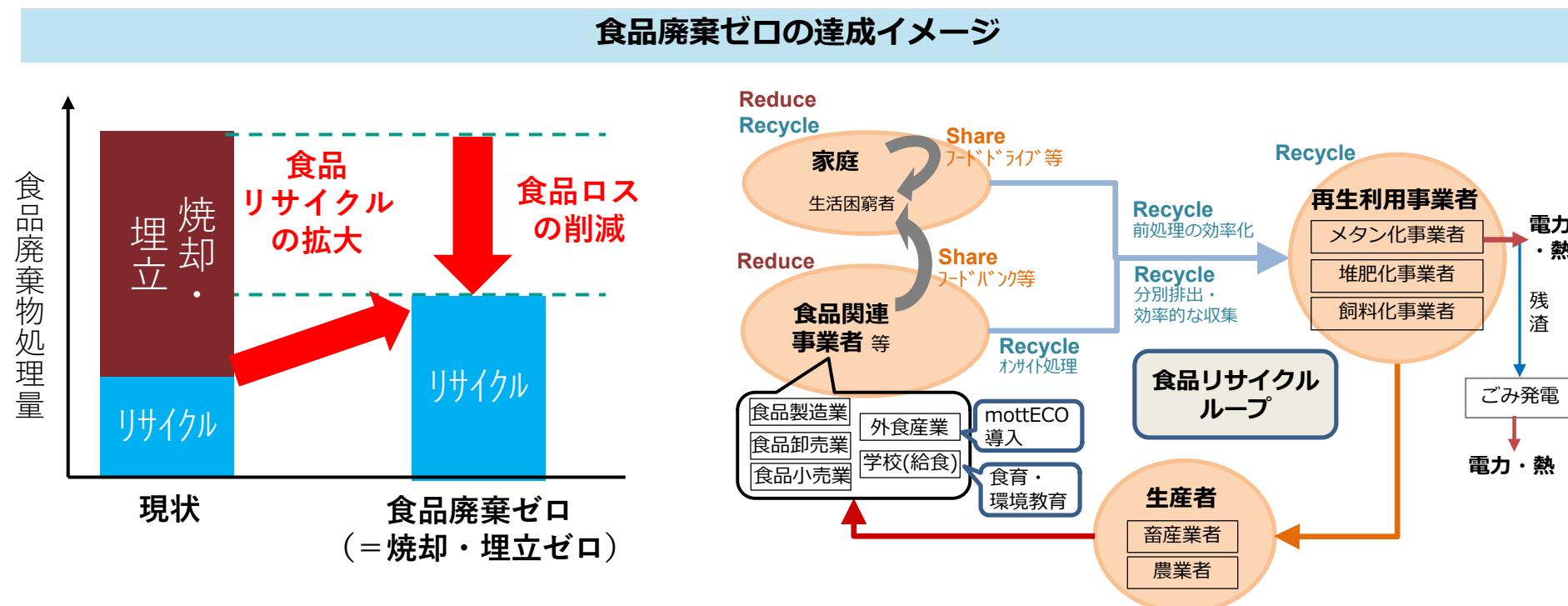
3-2. 重点対策⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、食べ残しぜロ推進店舗認定制度や販売期限の延長の取組） 食品ロス削減推進計画（消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減） 地域で発生した有機廃棄物を地域資源として活用（家庭の生ごみのバイオガス化）
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等への素材代替等）の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す 食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す 廃棄物処理や下水処理で得られる電気、熱、CO2、バイオガス等の地域での活用が拡大することを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で「3R+Renewable」の取組を汎用的に促進 飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による習慣の見直し等の食品ロス削減及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロエリアの創出を推進 国民の暮らしに身近な家庭ごみの排出抑制を促す有効な手法の「ごみ有料化」を、「一般廃棄物処理有料化の手引き」等を活用し推進 リユースやリサイクルに係る手間を減らすため、事業者・自治体と連携し、住民にとって利用しやすくなるよう、排出ルートの多様化やその周知を推進 廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、地域循環共生圏を踏まえた資源循環のモデルを提示し、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> 日野市 プラスチック製容器包装・製品の一括回収 京都市等 新・京都市ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、販売期限の延長を推進） 富山県 消費者・事業者・行政等の連携協力による食ロス削減の推進計画 等

（出典）地域脱炭素ロードマップ【概要】（国地方創生会議）より転載
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyou.pdf

飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直しなどの食品ロス削減対策及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指す先行エリアを創出する。



食品廃棄ゼロエリアのイメージ

- 「エリア」は、スーパー・マーケットの1店舗、複数店舗が入った商業施設等の点単位から、商店街や温泉街、コミュニティ等の小さな面単位、飲食チェーンの複数店舗等の企業単位を想定。
- 小さな単位であっても、「廃棄ゼロ」を達成することで得られる成果や知見の横展開、エリアの拡大を図る。



地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト2024 (エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社)



- 2022~23年に兵庫県川西市において確立した地域住民によるコンポスト実践企画を軸として、**消費者、地域事業者、行政等が一体となり、食品廃棄ゼロエリアの創出・拡大を図る。**
例えば兵庫県宝塚市では、堆肥を「宝交早生苺」の栽培に活用し、**地域活性化にもつなげる。**
- エリア間の協創を図ることを目的とし、今後の更なるゼロエリア創出に向けたシンポジウムの開催や、地域住民に取組への主体的な関与を促す「ゼロエリアアンバサダープログラム」を実施する。

事業の全体像

- ✓ コンポスト実践企画は、生ごみ投入量や気づきの参加者同士の共有、できた堆肥を「オープンで見える場所」に活用する等により、参加者自身が気付きを得て、行動が定着するような工夫を行う。
- ✓ 参加者が楽しみながら、意義を感じながら取り組んでいただくため、画一的ではなく、地域性や関心などに応じた様々な企画を実施する。

モデル確立（2022~2023）*

- ・ 兵庫県川西市
(社会実験プロジェクト「Tsugu.」)

エリア拡大（2024）

- ・ 兵庫県宝塚市
(宝塚大会議宝交早生苺プロジェクト)
- ・ 大阪市北区・梅田
(梅一グリーンプロジェクト)

エリア協創（2024）

- ・ 食品廃棄ゼロエリアのあり方や構築の知見を共有しあう「**食品廃棄ゼロエリアシンポジウム（仮称）**」の開催
- ・ 地域の意欲的な参加者に企画運営等の役割を担っていただく「**ゼロエリアアンバサダープログラム（仮称）**」の実施

家庭の生ごみコンポストを持ち寄る
「フードロスゼロチャレンジデイズ」を
核とした**地域一丸のゼロエリア構築**

地域事業者や行政が一体となり、持続的な地域の活動として根付かせる

- ・ エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社
- ・ 株式会社地球labo
- ・ 一般社団法人フードサルベージ
- ・ 大手前大学 坂倉研究室
- ・ 兵庫県川西市、兵庫県宝塚市
- ・ 銀座ミツバチプロジェクト、甲子園大学
- ・ 梅田一丁目エアマネジメント、阪神園芸株式会社、兵庫県立大学、淡路景観園芸学校

取組のイメージ



参加者が一斉にコンポストにチャレンジし、
堆肥を街の緑化などに活用する企画
「フードロスゼロチャレンジデイズ」



甲子園大学敷地内での苺の栽培にコンポスト
堆肥を活用し、ミツバチの蜜源ともなる
「宝塚大会議 宝交早生苺プロジェクト」



家庭で使いきれない食材を持ち寄り、
その場で出会った人と即興クッキングする
「グッド！ネイバー！ミーティング！」



大阪梅田ツインタワーズ・サウスの
「みどり」を核に、緑化・地域連携を行なう
「梅一グリーンプロジェクト」

事業結果

- ※「令和4年度 地方公共団体及び事業者等による食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等」・「資源循環シンポジウム」へは、行政・企業・個人など125名の参加
「令和5年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」採択事業
- ・「フードロスチャレンジデイズ」には、164世帯、495名が参加、食品残さ約600kgを堆肥化

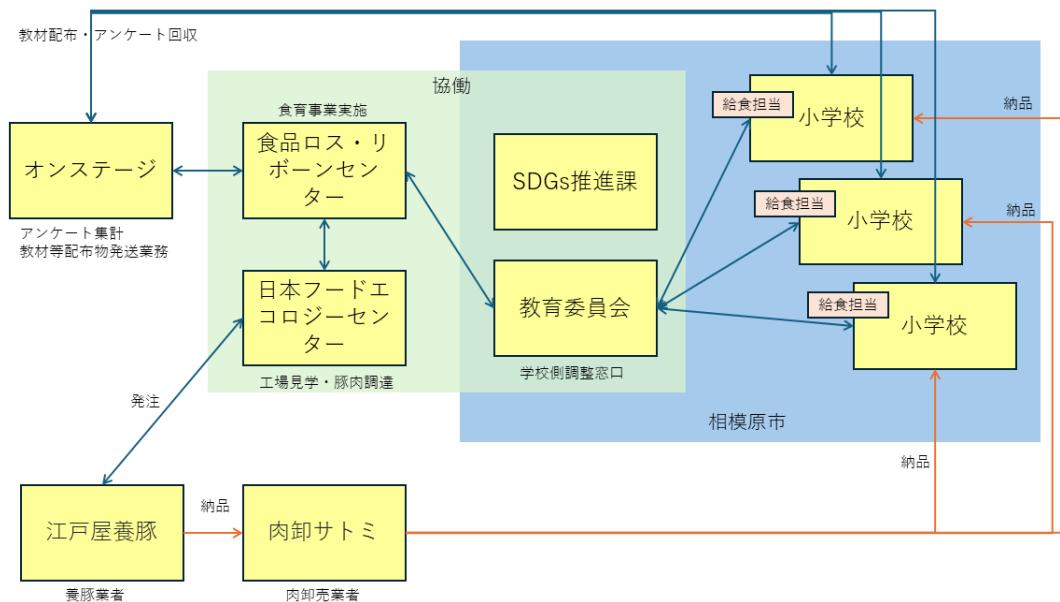
相模原市立小学校における食品廃棄ゼロエリア事業 (一般社団法人 食品ロス・リボーンセンター)



- 相模原市内の小学校を主な対象とし、食品廃棄ゼロエリアの達成に向けた電子教材による出前授業を行った。また、発した給食残渣を飼料化し、同飼料で育てた豚肉を用いた給食（SDGs給食）を提供した。
- 給食残渣のうち油分・塩分等が多く飼料の原料とすることが難しいとされる食材（例：揚げかす等、給食残渣全体の約8%）を飼料の原料としても、生成される飼料の栄養に大差はないことがわかった。
- 食品リサイクル施設の親子見学会や相模原SDGs EXPOの展示を通じ、市民の食品ロスへの認知度向上に努めた。
- 今後は相模原市内の小学校で取組を展開・普及させるため、電子教材の活用ガイドの提示等に取り組むことを検討。

事業の全体像

相模原市内の小学校を中心に、食品廃棄ゼロエリアの達成に向けた授業等（電子教材作成、親子工場見学、SDGs給食の食育、出前授業）を行った。また、給食残渣の再生利用の推進に関する調査・研究を、株式会社日本フードエコロジーセンターの協力のもと行った。



詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>)

取組の様子



小学生用デジタル教材作成



デジタル教材を使用した出前事業風景



事業結果

- ・作成した学習教材を用いて市内9校を対象に出前授業実施
- ・給食残さのうち、飼料化に向かないもの（揚げかす・ネギ等）2.6kgをメタン化実施

- 持続可能な食品消費と生産プロセスの確立を目指し、**域内での完全循環エコシステム（完全リサイクルループ）**創出をめざす。
- コンポストによる堆肥化、地域契約農家との連携による地域経済活性化と堆肥を活用したサステナブルな野菜生産と再利用を推進。
- 更に、**レストランの食べ残しを減らすためのmottECOキャンペーンを実施**、食品の賞味期限が近いものをフードバンクへ寄付するフードドライブの促進、環境教育プログラムの開発及び様々な影響力ある団体からの**視察受入、地域学校への出張授業、サステナブルツーリズムの推進**を通じて、社会全体での食品廃棄ゼロの意識向上に努める。

事業の全体像



詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>)

取組の様子



食品の賞味期限が近いものをフードバンクへ寄付するフードドライブの促進

- 三友グループは2008年より「コーヒー豆かす」のリサイクルに取り組み、スターバックス様をはじめとする外食企業の食品リサイクル率の向上に向けた取り組みを推進している。
- 昨今、食品関連事業者以外からも「コーヒー豆かす」の再資源化の相談が増えていることから、「コーヒー豆かす」を、排出者側で肥料・飼料の原料（Niji Coffee）の製造（乾燥）を行うことで性状を安定させ、宅配便で送るスキームを開発、2023年より実証試験を渋谷区で開始、今般モデル事業として取り組み。
- 30事業所から原料ベースで約1.9トン（廃棄ベースで3.2トン）を回収、再資源化を実施した。今後は都心部を中心に展開する。

事業の全体像

オフィス等から出る「コーヒー豆かす」を排出者の従業員が乾燥工程を行うことで、性状を安定、良質な肥料・飼料の原料として利用。肥料・飼料を利用した一次産業者からの生産物をオフィスへ戻すことで、資源循環を実現しています。

■SAIKAI COFFEE for Office 全体像



■取り組み実施から実現すること

POINT 1 食品リサイクル

これまで燃やされていた抽出後のコーヒー豆（粉）を資源に変えます！

POINT 2 従業員の環境活動として

環境への意識向上 オフィスからSDGsに貢献

POINT 3 サステナブル & こだわり農家の商品として戻ってくる

Niji・COFFEE から肥料・飼料を作り 野菜果物・乳製品・加工品 SAIKAI COFFEE活動認定商品として戻ってきます

■スキームの検証

電気乾燥を行うということへのLCA的にGHG負荷削減に貢献するかの確認
⇒ LCA算出の専門企業のアドバイスから算出 ⇒ 乾燥工程により負荷軽減効果あり

廃棄物処理法上の整理

⇒ 各自治体へ説明 ⇒ 大半の自治体が問題なしの見解

取組の様子

■導入時説明



■セミナー開催



導入時説明・セミナーを開催

■取り組み

製造機による原料製造（乾燥）



■安定した性状



排出者の取り組み

■飼料製造



■飼料給餌からおかえり便で牛乳を戻す



■GHG負荷軽減検証

協力：日本能率協会コンサルティング
参照原単位データベース：AIST-IDEA v3.4

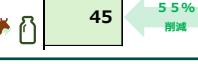
シナリオ1 焼却処理（都内自治体）



シナリオ2 食品リサイクルループ（都内）



シナリオ3 SAIKAI COFFEE（都内）

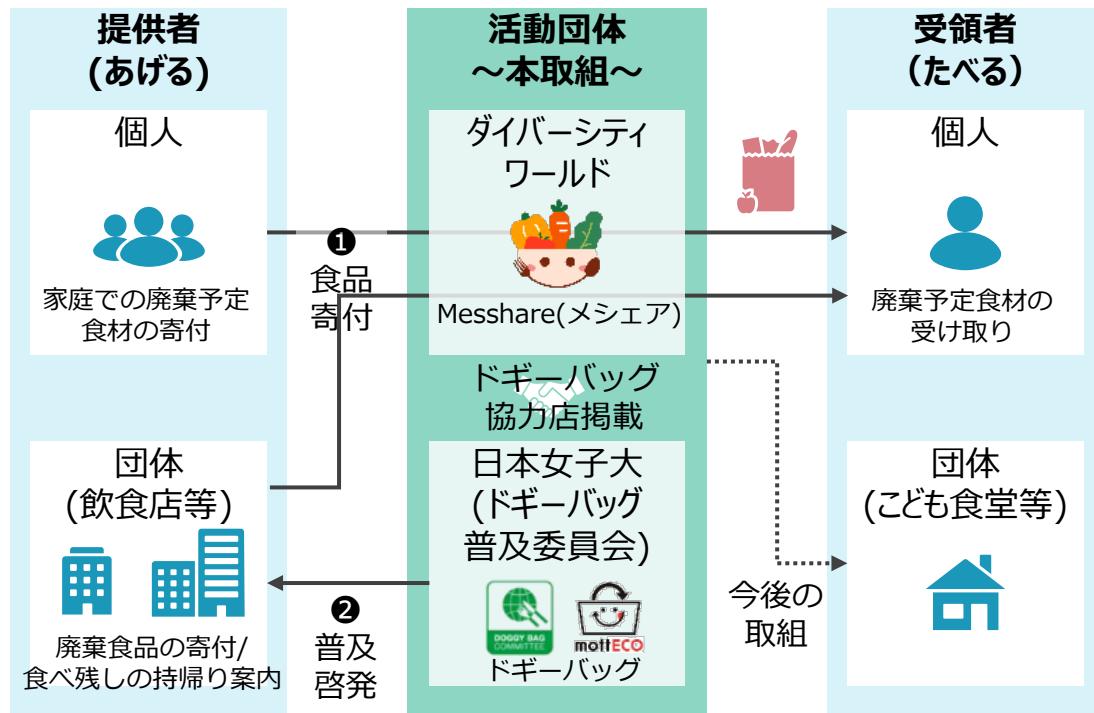


肥料・飼料製造から生産物を戻す (農作物は来期)

- 廃棄寸前食品を寄付できるオンラインプラットフォーム「Messhare（メシェア）」を通じて家庭・事業の食品ロスを削減する取組を波及させるため、自治体等と連携したPRキャンペーンを実施。
- アプリ利用1,000ユーザー達成。認知拡大に向けたチラシ配布(1,000人)やSNS広告(3,000人)を実施。
- 恒常的な取組定着に向け「特定地域での集中展開」と「食品企業等とこども食堂の接続」を今後実施。

事業の全体像

廃棄予定食品をMesshareを通じて寄付する取組の普及とともに、飲食店で食べ残した時に持帰るドギーバッグ活動を各所でご案内



取組の様子



「練馬まつり」でのPR活動



「府中環境まつり」でのPR活動



「西荻マイロード」での普及活動



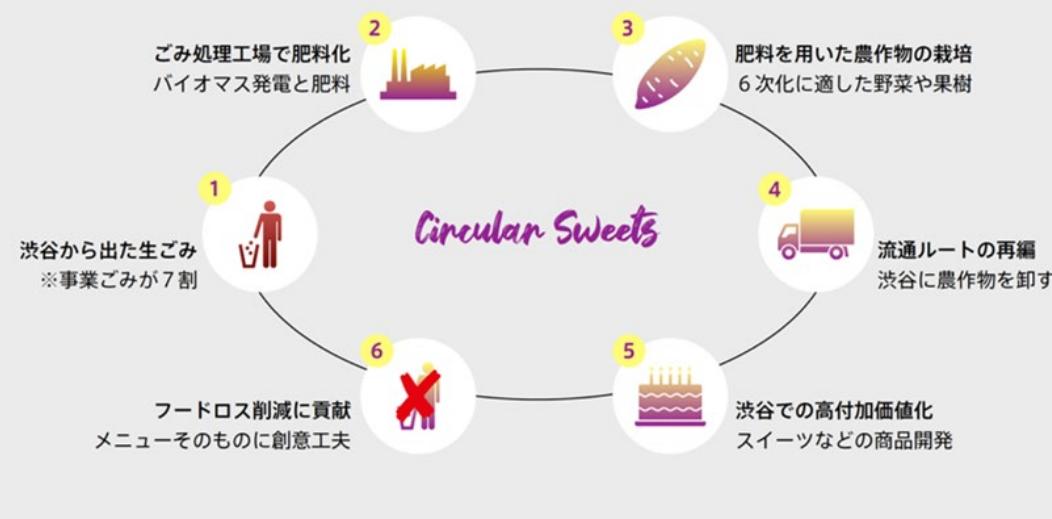
本事業において各販促物を制作

- 渋谷の事業系生ごみをリサイクル施設が再生した肥料で育てたさつま芋から、菓子製品を開発・製造
- 菓子工場との連携によりフードロスを減らす製造工程を開発し、歩留率89%を実現（目標90%）
- 食品加工場でのさつま芋の一次加工で生じる皮類を資材として実証実験を行い、**培養土に活用する堆肥成分を生成**
- サーキュラーエコノミー（循環型経済）の仕組みを生かした商品の販売（累計販売数209個）、及び意識調査（累計対象者140名）を実施

事業の全体像

「サーキュラースイーツ®」は廃棄物の再利用 + 農作物の6次化 + フードロスの削減を同時に実現する食品産業モデルです。

サーキュラースイーツ®のモデル



取組の様子



さつまいもバタースpread



FLOWER SWEET POTETO



製品の製造工程の検証

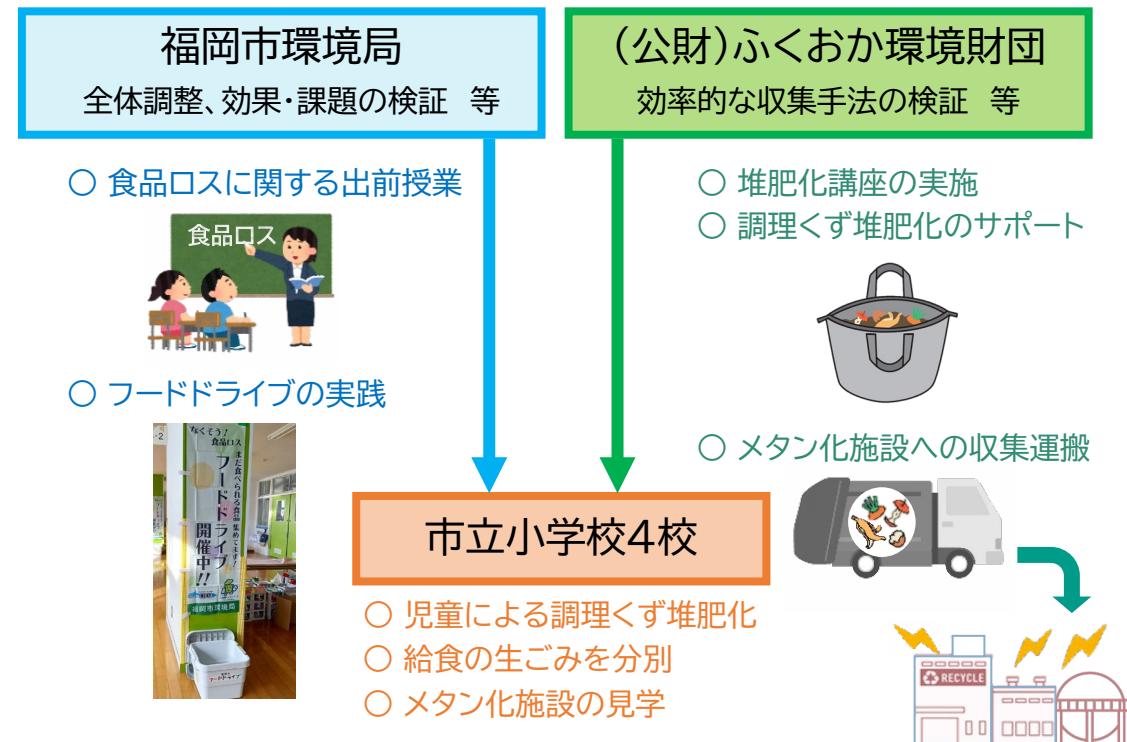


イベントでの出展・調査

- 小学校給食から発生する食品廃棄物（現状は焼却処理）をゼロにするため、モデル校において食品ロス削減の取組み、**調理くずの堆肥化、食品廃棄物のメタン化による資源化を試行。**
- 食品ロス削減と堆肥化による児童の環境意識向上の効果を確認できたため、実施校拡大に取り組む。
- メタン化については収集運搬に課題があるため、他の食品廃棄物排出事業者を含む**効率的な収集ルートの構築**に向け引き続き検討。

事業の全体像

モデル校（市立小学校4校）の協力のもと、小学校での堆肥化講座等のノウハウを持つふくおか環境財団と連携し、給食から発生する食品廃棄物ゼロに向けた様々な取組みを試行。



取組の様子



①食品ロスに関する出前授業



②フードドライブの実践で寄付いただいた食品



③児童による調理くずの堆肥化



④分別された給食の生ごみ(メタン化施設へ収集運搬)

伊賀市流 ICT等を活用したかん食の術 ～感謝の心で 完食できる 地球環境にやさしい学校を目指して～（三重県）

- モデル校（伊賀市内の小学校3校）において、栽培学習や体験学習、出前授業、電子書籍を活用した学習を通じて給食の食べ残しを減らす取組を実施。また、**食品廃棄物の再生利用（堆肥化）**や**未利用食材の活用も行い、食育を推進。**
- 学校給食における**残食率3.2%減少**（モデル校のうち1校について、9月、12月、同メニューで比較した結果）。
- 今後は県主催の講習会や県内食育・学校給食担当者会で今回の実践内容を共有し他地域での展開を推進。

事業の全体像

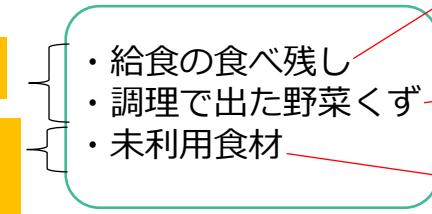
食育や体験学習等を通して、従来は食品ロスとなっていたものについて学習し、削減してくための取組を実施。

＜従来＞

廃棄

活用
できず

啓発



栽培学習、体験学習、出前授業、電子書籍活用等により残食減

コンポストを活用し、堆肥化活動

藻場を荒らす未利用魚についての食育、学校給食に使用

食品ロス
削減



- ・学校たよりで保護者へ取組を共有
- ・タブレットで取組の成果を校内配信
- ・校内研修で教職員の意識UP

取組の様子



①体験学習（牛舎訪問）



②コンポストによる堆肥化



③電子書籍による学習



④未利用魚の食育、学校給食使用

事業結果

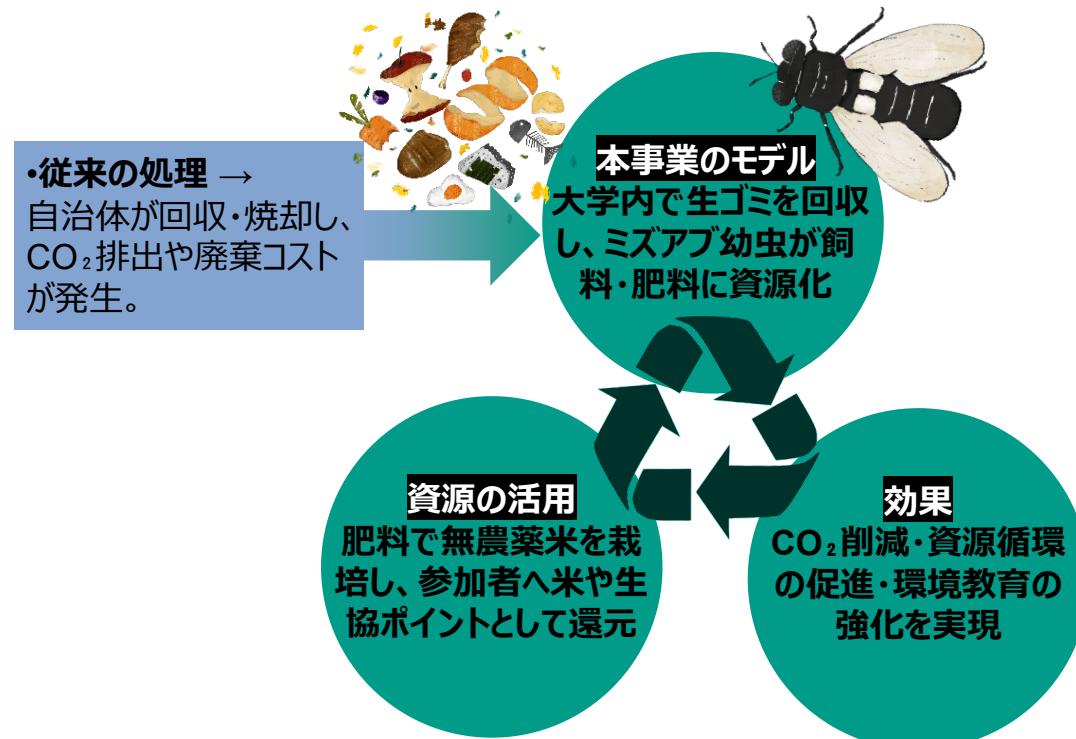
- ・教職員のうち71%が本事業を通して食品ロス削減に係る学習が必要と回答
- ・ICT教育を通して、児童の好き嫌いが改善したと回答した教職員が約6割

詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>)

- 生ゴミの回収・資源化：学生・教職員の自宅生ゴミを回収し、ミズアブ幼虫による分解を実施。
- CO₂削減効果：焼却処理を削減し、CO₂排出量低減の見込み。（今後も様々な観点から検証を継続）
- 参加者の意識向上：80%以上が「資源化の重要性を理解」、70%が「継続希望」。
- 還元と満足度：資源化肥料で栽培した無農薬米を還元し、大半の参加者が満足と回答。
- 環境教育の推進：授業・ワークショップを通じ資源循環の意識を醸成。持続可能な行動変容を促す。

事業の全体像

従来は自治体が回収していた山形大学学生と職員の自宅生ゴミをヤマダイミズアブが資源化。無農薬米を栽培・還元する循環型モデルを構築。



取組の様子



詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>)

事業結果

- ・回収した食品廃棄物約500kgをミズアブ幼虫により処理
- ・事業期間内に10件以上のメディア広報にも取り上げられている